

## 令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

（参照）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績をご報告するものです。

（あくまでも実績を報告するものであり、これにより追加や給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

西久留米こども園

### 【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

	1号認定			2.3号認定							
	4歳以上児	3歳児	満3歳児	4.5歳児		3歳児		1.2歳児		0歳児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
4月	351,320	370,150	427,040	44,970	41,150	63,050	59,590	122,310	118,850	214,130	210,670
5月	301,820	320,650	377,540	44,850	41,390	62,930	59,470	122,190	118,730	214,010	210,550
6月	301,820	320,650	377,540	44,820	41,360	62,900	59,440	122,160	118,700	213,980	210,520
7月	301,820	320,650	377,540	44,820	41,360	62,900	59,440	122,160	118,700	213,980	210,520
8月	252,320	271,150	328,040	44,730	41,270	62,810	59,350	122,070	118,610	213,890	210,430
9月	252,320	271,150	328,040	44,700	41,240	62,780	59,320	122,040	118,580	213,860	210,400
10月	252,320	271,150	328,040	44,670	41,210	62,750	59,290	122,010	118,550	213,830	210,370
11月	252,320	271,150	328,040	44,640	41,180	62,720	59,260	121,980	118,520	213,800	210,340
12月	252,320	271,150	328,040	44,630	41,170	62,710	59,250	121,970	118,510	213,790	210,330
1月	252,320	271,150	328,040	44,630	41,170	62,710	59,250	121,970	118,510	213,790	210,330
2月	252,320	271,150	328,040	44,630	41,170	62,710	59,250	121,970	118,510	213,790	210,330
3月	254,860	273,690	330,580	47,140	43,680	65,220	61,760	124,480	121,020	216,300	212,840

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入所した子どもについては、在籍日に応じた日額計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要がある